

# つくばみらい市市民協働基本指針（案）について（概要版）

## 1 協働とは

地域コミュニティの活動やボランティア団体の活動などはもちろん、地域のごみ拾いや清掃、災害発生時の助け合い、子どもや高齢者の見守りなど、地域の課題の解決や住みよいまちづくりにかかわり、また、協力することが協働の第一歩です。

## 2 市民協働の必要性

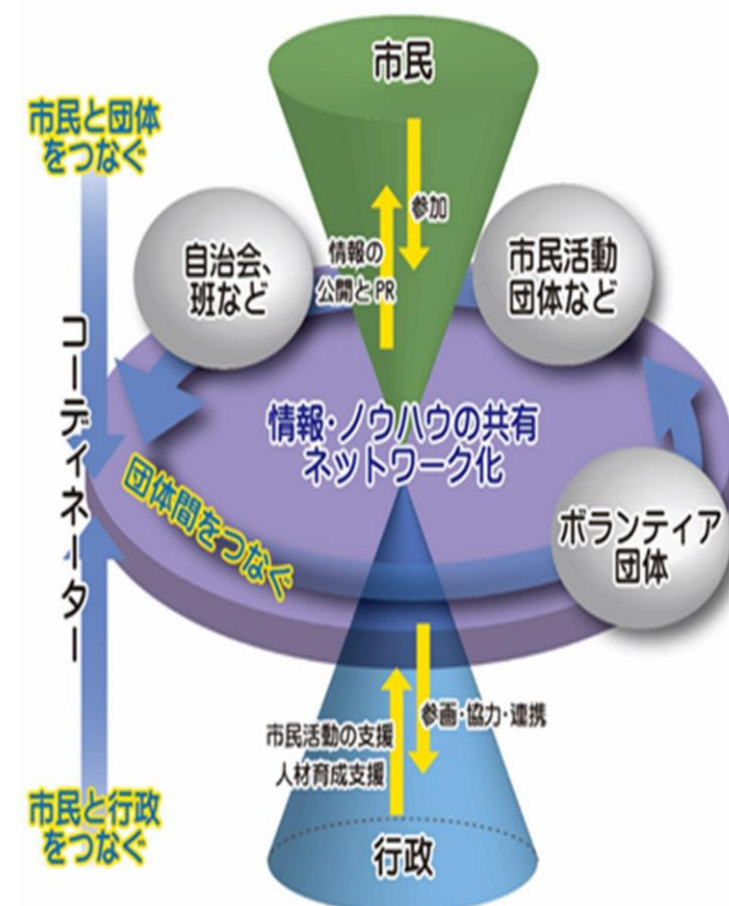
複雑化する市民ニーズや地域の課題のすべてに行政が対応することが難しくなっています。その課題の解決のために、市民や行政区、自治会、NPO法人、事業者などと、行政がより良い関係で連携することが必要です。そして、市民の持つ迅速性、柔軟性、専門性などの特性を生かし、課題の解決に取り組むことが可能になります。

## 3 市民協働基本指針の位置づけ

「第2次つくばみらい市総合計画」が描く将来像の実現には、市民・行政をはじめ地域コミュニティや非営利の組織など、皆が主役となってまちづくりを進める連携、協力が必要であるとされていることから、当市の総合力を高め、これからのつくばみらい市を創っていくために指針を策定します。

## 7 目指す市民協働の姿

協力と連携がつなぐ  
笑顔あふれる“みらい”都市



## 4 協働の領域と形態

市民の領域	← 市民協働の領域 →		行政の領域
市民が自主的に行う領域	市民が主体となり、行政が支援する領域	市民と行政が互いに特性を生かし、連携・協力する領域	行政が主体となり、市民の協力により行う領域
			行政の責任により行う領域

●自分や家族のこと ●地域行事 ●近所づきあい	●きめ細やかで柔軟な対応が必要な分野 ●地域社会と密接な連携が必要な分野 ●行政とは異なる発想でのサービスが期待できる分野 ●今まで行政が取り組んだことのない先駆的な分野	●公的証明書の発行 ●許認可などの法律・法規に基づく行為
-------------------------------	--	---------------------------------

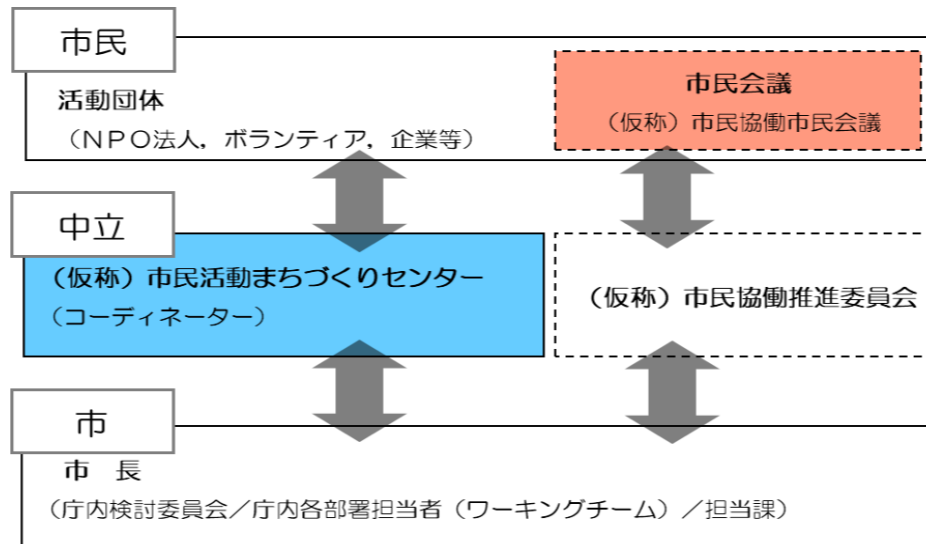
市民が主体	対 等	行政が主体
行政が財政面などの側面から支援をして市民が主体で行う事業	行政と市民が対等な立場で連携して行う事業	行政がする事業に市民の協力を得て行う事業
●補助・助成 ●後援 ●事業支援	●共催 ●情報交換 ●実行委員会、協議会 ●協定	●業務委託 ●企画・計画立案への参画 ●事業協力

## 5 体制づくり

- 1) ひとづくり
  - ・市民一人ひとりの意識の醸成
  - ・市民団体やNPO法人を立ち上げるなど、協働を推進するリーダーの育成
  - ・協働にかかわる活動への参加促進
- 2) しくみづくり
  - ・どのような活動をしている団体か、市民はどのようなサービスを必要としているかなどの、情報提供・情報共有のしくみ
  - ・提案の場、機会の創出
  - ・コーディネート機能の確立
  - ・コーディネーターの育成

## 6 市民協働の推進体制

図：庁内組織体制と(仮称)つくばみらい市市民協働推進委員会の関係図



## 8 市民協働による効果

- 1 協働により 困ったときはお互い様の“助けあいのまち”が出来ていく
- 2 協働により 互いがまちづくりのパートナーとして“特長を生かした役割分担”が出来ていく
- 3 協働により“まちづくり”に参加する意識がさらに高まっていく